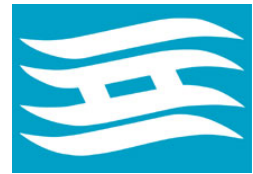


兵庫県公報

令和4年3月31日 木曜日 第21号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（自然環境課）	1
○ 環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（水大気課）	8
○ 兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）	9
○ 景観の形成等に関する条例施行規則及び景観審議会規則の一部を改正する規則（都市政策課）	10

公布された法令のあらまし

◎兵庫県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第26号）

- 1 兵庫県立自然公園条例（以下「条例」という。）の一部改正により、利用拠点の質の向上及び質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度が創設されることに伴い、当該認定の手続等必要な事項を定めることとした。
- 2 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域内における届出を要する行為が一定規模以上のものである場合には、知事は届出者に対し、当該行為が自然公園の風景に及ぼす影響等を記載した書類の提出を求めることができることとした。
- 3 自然公園法施行規則の一部改正により、国立公園及び国定公園の特別地域内において許可を要しない行為について見直しが行なわれること等を踏まえ、所要の整備を行うこととした。

◎環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第27号）

大気汚染防止法施行令の一部改正により、大気汚染防止法の規定による設置の届出を要するばい煙発生施設に該当するボイラーの要件が見直されることを踏まえ、環境の保全と創造に関する条例の規定による設置の届出を要する特定施設に該当するボイラーの要件についても同様に見直す等所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第28号）

起重機の新設等に伴い、これに係る使用料の額を定める等所要の整備を行うこととした。

◎景観の形成等に関する条例施行規則及び景観審議会規則の一部を改正する規則（規則第29号）

景観の形成等に関する条例の一部改正により、景観形成重点区域の指定制度及び景観遺産の登録制度が創設されることに伴い、景観形成重点区域の指定の公告の手続を定める等次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 景観の形成等に関する条例施行規則
- 2 景観審議会規則

規 則

兵庫県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第26号

兵庫県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県立自然公園条例施行規則（昭和38年兵庫県規則第77号）の一部を次のように改正する。

目次中「公園事業」を「公園計画及び公園事業」に、「第20条」を「第20条の2」に、「第4章 生態系維持回復事業（第20条の2―第20条の5）」を
「第4章 生態系維持回復事業（第20条の3―第20条の6）」

第4章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第20条の7―第20条の11）」に改め、「第24条」の右に「・第25条」を加え、「第25条」を「第26条」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 公園計画及び公園事業

第1条の2第1項第6号中「及び給油施設」を「、給油施設その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び昇降機」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（公園計画の提案に係る書類）

第1条の3 条例第6条の2第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書面とする。

- (1) 条例第6条の2第1項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会（条例第7条の7第1項に規定する利用拠点整備改善協議会（以下「利用拠点整備改善協議会」という。）又は条例第15条の6第1項に規定する自然体験活動促進協議会（以下「自然体験活動促進協議会」という。）をいう。以下この条において同じ。）を組織した市町
- (2) 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 提案の理由

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（公園事業の決定等の提案に係る書類）

第1条の4 条例第6条の3第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる事項を記載した書面
 - ア 条例第6条の3第2項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う利用拠点整備改善協議会を組織した市町
 - イ 提案を行う利用拠点整備改善協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
 - ウ 提案の理由
- (2) 当該公園事業の概要を記載した書面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした利用拠点整備改善協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第2条第2項第2号中「前条第1号」を「第1条の2第1号」に改め、同条第3項ただし書中「第10号」を「第11号」に、「第2号」を「第1号、第2号」に、「及び第11号」を「、第11号及び第12号」に改め、「除く」の右に「とともに、行為の規模が大きいため、第3号から第5号まで及び第10号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる」を加え、同項第3号及び第4号中「以上」を「程度」に改め、同項第5号中「以上」を「程度」に、「構造図、意匠配色図及び給排水計画図」を「及び意匠配色図」に改め、同項第7号中「並びに支出の総額及びその内訳」を「及び支出の総額及び内訳」に改め、同項第8号中「事業資金」を「工事の施行を要する場合にあつては、事業資金」に改め、同項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同項第9号中「以上」を「程度」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 第1条の2第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

第2条に次の1項を加える。

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第7条第2項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第3条第1号中「第7条第3項第1号」の右に「又は第5号」を、「事項」の右に「の変更（同項第5号に掲げる事項の変更にあつては、第1条の2第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 前条第2項各号に掲げる事項の変更（同項第1号に掲げる事項の変更にあつては、公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

第3条第3号から第5号までを削る。

第4条に次の1項を加える。

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第7条第5項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第6条第4項第3号中「第11号」を「第12号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「第7条の3第2項」を「第7条の3第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項第3号中「第11号」を「第12号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「第7条の3第1項」を「第7条の3第2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

条例第7条の3第1項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 公園施設の種類
- (3) 公園施設の管理又は経営の方法
- (4) 公園事業を譲渡しようとする年月日
- (5) 公園事業を譲渡しようとする理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
- (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (3) 第2条第3項第3号、第4号及び第12号に掲げる書類
- (4) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類
- (5) 第1条の2第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
- (6) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

第2章中第9条から第13条までを次のように改める。

(利用拠点整備改善協議会の公表)

第9条 条例第7条の7第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 利用拠点整備改善協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (2) 協議の対象となる利用拠点区域

2 条例第7条の7第4項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の認定の申請)

第10条 条例第7条の8第1項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第1号及び第2号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 条例第7条第2項の協議又は認可を要する条例第7条の8第2項第4号に規定する利用拠点整備改善事業（以下この条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類、市町が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類のうち第2条第3項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。）

ア 第2条第3項第1号から第4号まで、第6号、第12号及び第13号に掲げる書類

イ 公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

(4) 条例第7条第6項の協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第2条第3項第3号及び第4号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号A及びイに掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げる書類を除く。）

(5) 条例第9条第4項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第15条第1項第1号及び第2号に掲げる図面

(6) 条例第11条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第15条第1項第1号及び第2号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第7条の8第4項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

（利用拠点整備改善計画の記載事項）

第11条 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第7条の8第2項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 利用拠点整備改善計画の名称

(2) 利用拠点整備改善計画を作成した利用拠点整備改善協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

(3) 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制

(4) 条例第9条第4項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(5) 条例第11条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(6) その他参考となるべき事項

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表）

第12条 条例第7条の8第6項（条例第7条の9第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（利用拠点整備改善計画の軽微な変更）

第13条 条例第7条の9第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

(2) 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更

(3) 利用拠点整備改善計画を作成した利用拠点整備改善協議会の構成員の変更又は当該利用拠点整備改善協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更

(4) 第3条各号に掲げる変更

(5) 計画期間の変更

(6) 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第7条の8第4項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第15条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、行為の規模が大きいため、次の各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

第15条第1項第1号及び第2号中「以上」を「程度」に改め、同項第3号中「以上」を「程度」に改め、「構造図」を削り、同項第4号中「以上」を「程度」に改め、同条第3項中「ことがある」を「ことができる」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第9条第4項の許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第15条の2の次に次の1条を加える。

（特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）

第15条の3 条例第9条第4項第17号の規則で定める行為は、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであって、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することとする。

第17条中「第9条第7項第4号」を「第9条第7項第5号」に、「第9条の2第3項第6号」を「第9条

の2第3項第7号」に、「第11条第7項第4号」を「第11条第7項第5号」に改める。

第17条の2第3号イ中「えさ」を「餌」に改める。

第18条に次の1項を加える。

2 知事は、前項に規定するもののほか、届出に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は届出に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築である場合にあっては、届出者に対し、次に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

- (1) 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風景の状況並びに特質
- (2) 当該行為により得られる自然的な効用及び社会経済的な効用
- (3) 当該行為が風景に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
- (4) 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風景の保護の観点から比較した結果

第4章中第20条の5を第20条の6とし、第20条の2から第20条の4までを1条ずつ繰り下げる。

第20条第1項中「第2項」を「第3項」に、「第18条」を「第18条第1項」に改め、第3章中同条の次に次の1条を加える。

（野生動物の生態に影響を及ぼす行為）

第20条の2 条例第15条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 野生動物（条例第15条第1項第3号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与えること。
- (2) 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

（自然体験活動促進協議会の公表）

第20条の7 第9条の規定は、条例第15条の6第3項において準用する条例第7条の7第4項の規定による公表について準用する。この場合において、第9条第1項第1号中「利用拠点整備改善協議会」とあるのは「自然体験活動促進協議会」と、同項第2号中「利用拠点区域」とあるのは「自然公園の区域」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定の申請）

第20条の8 条例第15条の7第1項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第1号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 条例第9条第4項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第15条第1項第1号及び第2号に掲げる図面
- (3) 条例第11条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第15条第1項第1号及び第2号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第15条の7第3項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

（自然体験活動促進計画の記載事項）

第20条の9 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあっては氏名及び住所を、法人にあっては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第15条の7第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の名称
- (2) 自然体験活動促進計画を作成した自然体験活動促進協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制
- (4) 条例第9条第4項の許可を要する自然体験活動促進事業にあっては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

- (5) 条例第11条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (6) 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項
- (7) その他参考となるべき事項

(認定を受けた自然体験活動促進計画の公表)

第20条の10 条例第15条の7第5項(条例第15条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(自然体験活動促進計画の軽微な変更)

第20条の11 条例第15条の8第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 自然体験活動促進事業の実施時期の変更
- (3) 自然体験活動促進計画を作成した自然体験活動促進協議会の構成員の変更又は当該自然体験活動促進協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- (4) 計画期間の変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第15条の7第3項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第25条中「第7条の7第2項」を「第7条の12第3項」に改め、「第15条第3項」の右に「、第15条の10第2項」を加え、同条を第26条とする。

第24条第2号中「第23条各号に掲げる業務」を「第23条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる業務(同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。)」に改め、同条第3号中「第23条各号」を「第23条第1項各号及び同条第2項各号」に改め、同条第4号中「営利を目的としないことその他条例第23条各号」を「条例第23条第1項各号及び同条第2項各号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 会社又は森林組合にあつては、自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

第6章中第24条を第25条とし、同条の前に次の1条を加える。

(公園管理団体となることのできる法人)

第24条 条例第22条第1項に規定する規則で定める法人は、会社又は森林組合法(昭和53年法律第36号)に規定する森林組合とする。

別表1の項区分の欄中「第9条第7項第4号」を「第9条第7項第5号」に改め、同項行為の欄4中「場所」の右に「、その水平投影面積が1,000平方メートル以下である」を加え、「すること」の右に「(改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が1,000平方メートル以下であるものに限る。)」を加え、同欄15中「巣箱」を「野生鳥獣の保護増殖のための巣箱」に改め、同欄16の4中「限る」を「限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下であるものに限る」に改め、同欄16の5中「又は」を「若しくは」に、「既存の規模を超えない範囲で張り替えること(色彩の変更を伴わない)」を「改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築し、若しくは増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められる)」に改め、同欄16の6中「を既存の径を超えて張り替えること(径以外の規模が既存の電線等の規模の範囲内であり、かつ、色彩の変更を伴わない)」を「に附帯する工作物を新築し、改築し、又は増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められる)」に改め、同欄16の7を次のように改める。
16の7 変圧器その他の電柱に附帯する設備を改築し、又は増築すること(当該電柱の高さを超えないものに限る。)

別表1の項行為の欄16の8中「電線等」の右に「及び引込みに要する設備」を加え、同欄16の9を削り、同欄16の10中「又は農作物」を「、農作物、森林又は生態系」に改め、同欄16の10を同欄16の9とし、同欄16の11中「防除」の右に「又は保安」を加え、同欄16の11を同欄16の10とし、同欄16の10の次に次のように加える。

16の11 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設(当該施設の色及び形態が、自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。)を設置すること。

16の12 県が自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該自然

公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

別表1の項行為の欄18中「木竹」の右に「（条例第9条第4項第10号の知事が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）」を加え、同欄18の次に次のように加える。

18の2 生業の維持のために必要な範囲内で竹（高さが50センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。

18の3 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で竹（高さが3メートル以内のものに限る。）を伐採すること。

別表1の項行為の欄21中「又は電線路の維持」を削り、同欄21の次に次のように加える。

21の2 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を伐採すること。

21の3 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

別表1の項行為の欄22の2中「認定保護増殖事業等の実施のために木竹」を「牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木」に改め、同欄22の3中「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹」を「採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木」に改め、

同欄22の5中「木竹」の右に「（採取等規制植物であるものを除く。22の6において同じ。）」を加え、同欄22の14中「自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により、知事に協議してその同意を得た、若しくは協議した保全事業として」を「牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で」に改め、同欄22の16を削り、同欄22の15を同欄22の16とし、同欄22の14の次に次のように加える。

22の15 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲で木竹を損傷すること。

別表1の項行為の欄32中「の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖」を「又は野生動植物の保護管理」に改め、同欄33の2を削り、同欄33の3を同欄33の2とし、同欄44中「ある植物で、条例第9条第4項第10号の規定により知事が指定するもの」を「において採取等規制植物」に改め、同欄44の2中「認定保護増殖事業等の実施のために、条例第9条第4項第10号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は」を「農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を」に改め、同欄44の2の次に次のように加える。

44の2の2 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

44の2の3 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

44の2の4 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。45の2において同じ。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

別表1の項行為の欄44の3中「44の3において」を「44の4において」に改め、同欄44の4の次に次のように加える。

44の5 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第9条第4項第11号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この項において同じ。）。

44の6 宅地内に木竹を植栽すること。

44の7 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

別表1の項行為の欄45の2中「認定保護増殖事業等の実施のために、」を「国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催しに参加した者が、特定外来生物である」に改め、同欄中46から46の5までを削り、47を46とし、48を削り、48の2を46の2とし、48の3を削り、48の4を46の3とし、48の5及び48の6を削り、48の7を47とし、47の次に次のように加える。

48 家畜を係留放牧すること（条例第9条第4項第13号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

別表1の項行為の欄中61の2を削り、78の次に次のように加える。

78の2 公園管理団体が行う条例第23条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であって、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が14日前までに知事に提出されたものを行うこと。

78の3 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規

- 定による環境大臣の許可に係る行為として、条例第9条第4項各号に掲げるものを行うこと。
- 78の4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第9条第4項各号に掲げるものを行うこと。
- 78の5 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第9条第4項各号に掲げるものを行うこと。
- 78の6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第9条第4項各号に掲げるものを行うこと。
- 78の7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による知事の許可に係る行為として、条例第9条第4項各号に掲げるものを行うこと。
- 78の8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第9条第4項各号に掲げるものを行うこと。

別表2の項区分の欄中「第9条の2第3項第6号」を「第9条の2第3項第7号」に改め、同項行為の欄1中「16」の右に「、16の12」を加え、「22の8、22の12から22の14まで」を「21の2、22の9、22の13」に、「44の3、45、46から46の4まで、67又は76」を「44の2の4、44の5、45、45の2、67、76又は78の2から78の8まで」に改め、同欄22中「県の職員」を「県若しくは公園管理団体の職員又は県から委託を受けた者」に改め、「巡視」の右に「又は調査」を加え、同表3の項区分の欄中「第11条第7項第4号」を「第11条第7項第5号」に改め、同項行為の欄1中「16の11」を「16の12」に、「33の3」を「33の2」に、「又は50」を「、50又は78の2から78の8まで」に改め、同欄中14を削り、13を14とし、3から12までを4から13までとし、2の次に次のように加える。

3 地表から1メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が1平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が5平方メートル以下の場合に限る。）。

別表3の項行為の欄に次のように加える。

18 第19条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に附帯する行為

様式第4号中「第25条」を「第26条」に、「第7条の7」を「第7条の12」に改め、「第15条」の右に「、第15条の10」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県規則第27号

環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の部1の項中「日本産業規格B8201及び日本産業規格B8203の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が10平方メートル」を「燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル」に改める。

別表第13の1の項行為の欄2(8)イ及び同表3の項行為の欄2(6)ア中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

様式第1号別紙2の3の部及び様式第8号別紙1の部中

「

伝熱面積 (m ²)		
バーナーの燃料の燃焼能力 (重油換算 ℓ/h)		

を
「

燃料の燃焼能力 (重油換算 ℓ/h)		
-----------------------	--	--

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第13の改正規定は、公布の日から施行する。(経過措置)
- この規則による改正後の環境の保全と創造に関する条例施行規則様式第1号及び様式第8号については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の環境の保全と創造に関する条例施行規則様式第1号及び様式第8号(以下「旧様式」という。)による用紙に限り、旧様式によることができる。



兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第28号

兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県港湾施設管理条例施行規則(昭和36年兵庫県規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表第2 港湾施設の設備を使用する場合の款起重機の項を次のように改める。

起重機	10トン水平引込式クレーン	1時間につき	35,100円	35,100円	35,100円	1 次に掲げる時間内に使用する場合にあっては、左欄に掲げる額に次の各号の区分による率を乗じて得た額を加算した額とする。 (1) 5時から9時まで 10分の2 (2) 17時から23時まで 10分の2 (3) 23時から翌日の5時まで 10分の3 2 使用者が起重機を運転し、又は操作する場合にあっては、左欄に掲げる金額から700円（コンテナ貨物を荷役するために、43トン水平引込式クレーンを使用する場合にあっては、300円）を控除した額とする。	
	15トン水平引込式クレーン	1時間につき	61,600円	61,600円	61,600円		
	43トン水平引込式クレーン	コンテナ貨物以外の貨物	1時間につき	79,500円	79,500円		79,500円
		コンテナ貨物	1時間につき	33,500円	33,500円		33,500円
	ガントリークレーン	コンテナ貨物以外の貨物	1時間につき	79,500円	79,500円		79,500円
		コンテナ貨物	1時間につき	67,000円	67,000円		67,000円
	クローラークレーン	1時間につき	10,000円	10,000円	10,000円		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



景観の形成等に関する条例施行規則及び景観審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第29号

景観の形成等に関する条例施行規則及び景観審議会規則の一部を改正する規則

(景観の形成等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 景観の形成等に関する条例施行規則（昭和60年兵庫県規則第48号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第16条の2」に、

「第3章の2 星空景観形成地域に係る手続等（第17条の2—第17条の8）

第3章の3 景観形成重要建造物等に係る手続等（第17条の9—第17条の16）」

を

「第3章の2 景観形成重点区域に係る手続等（第16条の3—第17条）

第3章の3 星空景観形成地域に係る手続等（第17条の2—第17条の8）

第3章の4 景観形成重要建造物等に係る手続等（第17条の9—第17条の16）

第3章の5 景観遺産に係る手続等（第17条の17—第17条の19）」

に改める。

第16条中「第21条」を「第20条の3」に改める。

第17条中「第21条」を「第20条の3」に改め、第3章中同条を第16条の2とする。

第17条の10第1号中「毀損」を「毀損」に改め、同条第4号中「建築物である」を削る。

第3章の3を第3章の4とし、第3章の2を第3章の3とし、第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 景観形成重点区域に係る手続等

(景観形成重点区域の指定の案の公告)

第16条の3 条例第20条の4第4項の規定による公告は、次に掲げる事項について、行うものとする。

- (1) 景観形成重点区域の名称
- (2) 景観形成重点区域に指定する土地の区域
- (3) 景観形成重点区域の指定の案の縦覧場所

2 第2条第2項の規定は、前項に規定する公告について準用する。

(景観形成重点基準の案の公告)

第16条の4 条例第20条の5第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について、行うものとする。

- (1) 景観形成重点区域の名称
- (2) 景観形成重点基準の案の縦覧場所

2 第2条第2項の規定は、前項に規定する公告について準用する。

(身分証明書の様式)

第17条 条例第21条第3項に規定する証明書の様式は、様式第2号の2のとおりとする。

第3章の4の次に次の1章を加える。

第3章の5 景観遺産に係る手続等

(所有者に通知する事項)

第17条の17 条例第21条の22第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 景観遺産の名称
- (2) 景観遺産が条例第21条の22第1項に規定する建造物等である場合にあっては、当該景観遺産の所在地
- (3) 景観遺産が土地の区域である場合にあっては、景観遺産に登録する土地の区域
- (4) 景観遺産の登録の理由
- (5) 登録番号

(景観遺産に係る届出を要しない行為)

第17条の18 条例第21条の23ただし書に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

- (1) 景観遺産が建造物又は建造物群である場合 次に掲げる行為
 - ア 当該建造物又は建造物群が毀損している場合又は毀損することが明らかに予見される場合において、当該毀損の拡大又は発生を防止するための応急の措置としてする行為
 - イ 当該建造物又は建造物群の外観の変更を伴わない修繕、模様替え又は色彩若しくは意匠の変更
 - ウ 危険を防止するための応急措置としてする行為
 - エ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行としてする行為
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、通常管理行為又は軽易な行為として知事が認める行為
- (2) 景観遺産が樹木又は樹木の集団である場合 次に掲げる行為
 - ア 整枝等木竹の保育のために通常行われる当該樹木又は樹木の集団の管理行為
 - イ 前号ウ及びエに掲げる行為
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、通常管理行為又は軽易な行為として知事が認める行為
- (3) 景観遺産が土地の区域である場合 次に掲げる行為
 - ア 当該区域の景観の形成に重要な建造物又は建造物群の通常管理のために必要な当該区域の景観の形成に重要な土地の形質の変更
 - イ 当該区域の景観の形成に重要な建造物又は建造物群が毀損している場合又は毀損することが明らかに予見される場合において、当該毀損の拡大又は発生を防止するための応急の措置としてする行為
 - ウ 当該区域の景観の形成に重要な建造物又は建造物群の外観の変更を伴わない修繕、模様替え又は色彩若しくは意匠の変更
 - エ 整枝等木竹の保育のために通常行われる当該区域の景観の形成に重要な樹木又は樹木の集団の管理行為

オ 第1号ウ及びエに掲げる行為
 カ アからオまでに掲げるもののほか、通常管理行為又は軽易な行為として知事が認める行為
 (行為の届出)

第17条の19 条例第21条の23の規定による届出をしようとする者は、景観遺産に係る行為(変更)届出書(様式第6号の6)に、別表第4に掲げる図書(当該者が景観遺産の所有者以外の者である場合にあつては、当該図書及び所有者の意見書)を添付して、これを知事に提出しなければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 第5条第3項の規定は、条例第21条の23の規定による届出について準用する。

第22条の2の4中「第27条の2の7ただし書」を「第27条の2の9ただし書」に改め、同条を第22条の2の5とする。

第22条の2の3中「第27条の2の6」を「第27条の2の8」に改め、同条を第22条の2の4とする。

第22条の2の2中「第27条の2の6」を「第27条の2の8」に改め、同条を第22条の2の3とする。

第22条の2の次に次の1条を加える。

(身分証明書の様式)

第22条の2の2 条例第27条の2の6第2項に規定する証明書の様式は、様式第6号の7のとおりとする。

第22条の3中「第27条の2の7」を「第27条の2の9」に改める。

第26条中「第21条の12」の右に「、第21条の23」を加える。

第27条第1項第2号中「神戸市都市景観条例(昭和53年10月神戸市条例第59号)第31条の4第1項」を「神戸市都市景観条例(令和3年12月神戸市条例第25号)第16条第1項」に改める。

第29条中「別表第4」を「別表第5」に改める。

別表第1中「第17条」を「第16条の2」に、「第22条の2の3」を「第22条の2の4」に改める。

別表第4保存活用計画廃止届出書の項の次に次のように加える。

景観遺産に係る行為(変更)届出書	2部
------------------	----

別表第4変更届出書の項中「又は景観形成重要建造物等」を「、景観形成重要建造物等又は景観遺産」に改め、同表を別表第5とする。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4(第17条の19関係)

図書の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	1/2,500以上	方位、道路及び目標となる地物
状況カラー写真		
配置図、各階の平面図、各面の立面図、外構平面図、地形図その他の届出に係る行為の内容を示す図書		
知事が特に必要と認める図書		

備考 届け出た内容を変更しようとするときは、当該変更に係る図書のみを添付すること。

様式第1号正本の部及び副本の部中

「

広域景観形成地域の名称	
-------------	--

 」

を
 「

広域景観形成地域の名称	
景観形成重点地域の名称	

」

に改める。

様式第2号中「第17条」を「第16条の2」に、「第22条の2の3」を「第22条の2の4」に改め、同様式正本の部中

「

広域景観形成地域の名称	
-------------	--

」

を

「

広域景観形成地域の名称	
景観形成重点地域の名称	

」

に改め、同部注意2中「第27条の2の6」を「第27条の2の8」に改め、同様式副本の部中

「

広域景観形成地域の名称	
-------------	--

」

を

「

広域景観形成地域の名称	
景観形成重点地域の名称	

」

に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2 (第17条関係)

(表面)

第 号	身 分 証 明 書	
職	氏 名	
	生年月日	
<p>上記の者は、景観の形成等に関する条例第21条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。</p>		
年 月 日		
	兵庫県知事	印

↑

6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

↓

← 9センチメートル →

(裏面)

景観の形成等に関する条例 (抜粋)

(立入検査等)

第21条 知事は、第20条の6第1項の規定により読み替えられた第12条及び第12条の2並びに前条(第2項を除く。)の規定の施行に必要な限度において、景観形成重点区域内の建築物等その他の物件の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に建築物等その他の物件の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、第20条の6第2項の規定により読み替えられた第19条及び第19条の2並びに前条(第1項を除く。)の規定の施行に必要な限度において、景観形成重点区域内の大規模建築物等若しくは広告物等の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に大規模建築物等若しくは広告物等の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 当該職員は、前2項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第6号の5の次に次の2様式を加える。
 様式第6号の6（第17条の19関係）

景観遺産に係る行為（変更）届出書			
兵庫県知事 様		年 月 日	
届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			

電話（ ） -----			
電子メール -----			
景観の形成等に関する条例第21条の23の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届け出ます。			
景観遺産の名称及び登録番号	第 号		
行為の場所			
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
行為の種別	景観遺産が建造物又は建造物群である場合		改築・増築・移転・修繕・模様替え・色彩又は意匠の変更・除却
	景観遺産が樹木又は樹木の集団である場合		移植・伐採
	景観遺産が土地の区域である場合	景観の形成に重要な土地	土地の形質の変更
		景観の形成に重要な建造物又は建造物群	改築・増築・移転・修繕・模様替え・色彩又は意匠の変更・除却
	景観の形成に重要な樹木又は樹木の集団	移植・伐採	
行為の内容			
※受付欄			※処理欄

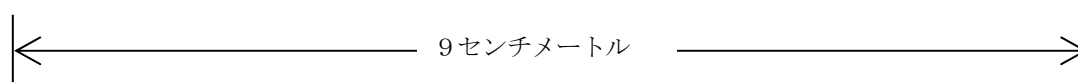
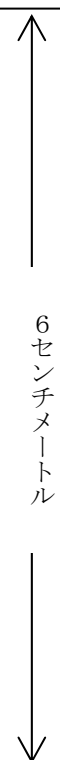
- 注意 1 所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。
 2 ※のある欄は、記入しないでください。

3 この届出書には、関係図書を添付してください。

様式第6号の7（第22条の2の2関係）

（表面）

第 号	身 分 証 明 書
職	氏 名 生年月日
上記の者は、景観の形成等に関する条例第27条の2の6第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。	
年 月 日	
兵庫県知事	印



（裏面）

景観の形成等に関する条例（抜粋）
（立入検査等）
第27条の2の6 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、景観形成重点区域内の特定建築物等の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に特定建築物等の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第7号中「第27条の2の7」を「第27条の2の9」に改める。

様式第12号中

「

景観形成重要建造物等の 名	称
------------------	---

」

を

「

景観形成重要建造物等の 名	称
景観遺産の名称	

」

に改める。

(景観審議会規則の一部改正)

第2条 景観審議会規則(平成21年兵庫県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項11号の次に次の4号を加える。

- (ii)の2 景観条例第20条の4第1項又は第3項の規定による景観形成重点区域の指定又は変更に関すること。
- (ii)の3 景観条例第20条の5第1項の規定による景観形成重点基準の決定又は変更に関すること。
- (ii)の4 景観条例第20条の7第1項の規定による建築物等、広告物等又は自動販売機に係る命令に関すること。
- (ii)の5 景観条例第20条の7第2項の規定による大規模建築物等又は広告物等に係る命令に関すること。

第2条第1項第15号の4の次に次の1号を加える。

- (ii)の5 景観条例第21条の22第1項又は第5項の規定による景観遺産の登録若しくは変更又は登録の抹消に関すること。

第2条第1項第20号の次に次の1号を加える。

- (ii)の2 景観条例第27条の2の5第1項の規定による特定建築物等に係る命令に関すること。

第2条第1項第21号中「第27条の2の5第1項」を「第27条の2の7第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の景観の形成等に関する条例施行規則様式第1号、様式第2号及び様式第12号については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の景観の形成等に関する条例施行規則様式第1号、様式第2号及び様式第12号(以下「旧様式」という。)による用紙に限り、旧様式によることができる。